有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質名	環境基準	主な排出源	有害性
ベンゼン	１年平均値が0.003mg/m^3以下であること。（H9.2.4 告示）	化学・薬品工業で溶剤，合成原料として使用。 自動車用ガソリンに存在。	蒸気を吸入したとき中枢神経へ影響を与えることがある。 皮膚からも吸収され，有害作用を及ぼすことがある。 長期間の接触では，造血組織，肝臓，免疫系への影響が起こりえる。 発ガン性物質である。
トリクロロエチレン	１年平均値が0.13mg/m^3以下であること。（H30.11.19告示）	化学・薬品工業で溶剤，合成原料として使用。 電気・電子機器等の脱脂洗浄剤などに使用。	蒸気を吸入したとき麻酔作用を与えることがある。 皮膚からも吸収され有害作用を及ぼすことがある。 長期間の接触では，肝臓，腎臓及び中枢神経へ影響が起こりえる。 発ガン性物質である。
テトラクロロエチレン	１年平均値が0.2mg/m^3以下であること。（H9.2.4 告示）		
ジクロロメタン	１年平均値が0.15mg/m^3以下であること。（H13.4.20告示）	化学・薬品工業で溶剤，合成原料として使用。 電気・電子機器等の脱脂洗浄剤などに使用。 ウレタン発泡助剤や冷媒等に使用。	蒸気を吸入したとき麻酔作用を与えることがある。 皮膚からも吸収され，有害作用を及ぼすことがある。 発ガン性物質である。

備考

１．　環境基準は，工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については，適用しない。

２．　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は，継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ，将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として，その維持又は早期達成に努めるものとする。